

## 船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和4年6月3日 23時59分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前埼南方沖 御前埼灯台から真方位164° 11.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 24.5′ 東経138° 17.3′）
事故の概要	液体化学薬品ばら積船 <sup>ちようかい</sup> 鳥海丸は、東北東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 鳥海丸、748トン 141304、藤本海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 甲板長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船尾部右舷外板に擦過傷等 灯浮標 防舷材の止め板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5m/s、視程 約10M 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 東南東流約 1.0ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長及び甲板長ほか3人が乗り組み、濃硫酸を積載する目的で、千葉県千葉港に向け、自動操舵として御前埼南方沖を約12.5knの対地速力で東北東進していた。 甲板長は、単独で航海当直に就き、御前埼南方波浪観測灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の北方沖を通過しようとし、レーダー画面で船首方約3.9Mに本件灯浮標を見たところ、現在の針路で航行すれば本件灯浮標を避けることができると思い、操舵室後部の海図台で視線を下方に向けて作業を行い、同じ針路及び速力で航行した。 甲板長は、海図台での作業を終え、見張りに戻って前方を見たところ、船首方に至近となった本件灯浮標を認め、衝突を回避しようと変針したが間に合わず、本船が本件灯浮標に衝突した。 船長は、甲板長から本事故発生の報告を受けたのち、118番通報した。
分析	本船は、東北東進中、単独で船橋当直中の甲板長が、レーダー画面を見て、このままの針路で航行すれば本件灯浮標を避けられると思いい、操舵室後部の海図台で視線を下方に向けて作業を行って航行を続けたことから、本件灯浮標に接近していることに気付かず、本件灯浮

	標に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、東北東進中、単独で船橋当直中の甲板長が、レーダー画面を見て、このままの針路で航行すれば本件灯浮標を避けられると思い、操舵室後部の海図台で視線を下方に向けて作業を行って航行を続けたため、本件灯浮標に接近していることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航海当直者は、レーダーを活用して障害物等の方位を正確に計測すること。</li> <li>・航海当直者は、レーダーで障害物を確認した場合、確実に障害物をかわせるまで見張りをを行い、その後も周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>